

# 守ってまいりますか？

# ごみ出しのルール

「ごみ収集車の火災や処理場での爆発事故。一つのルールを知らない、守らないことで重大な事故につながります。幸いこれまでには人的被害につながる事故は発生していませんが、今年も収集車から煙が出る事例がありました。

「ごみ出しのルールには主に「ごみステーションのルール」、「ごみ袋のルール」、「ごみ分別のルール」の3つがあります。効率的で安全なごみの収集、処理とごみを再生可能な資源として取り組む分別に、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



収集されずステーションに取り残されたごみ

## ごみは決められた ごみステーションに

各世帯には決められたごみステーションがあり、収集日の午前8時30分までに出さなければなりません。しかし、通勤途中など、通りがけのごみステーションに無秩序にごみが出されているという苦情が多く寄せられています。

ごみステーションは各町内会が設置し、管理することになっています。決められたごみステーション以外にごみを出すことは、ごみステーションの容量を圧迫するだけでなく、ごみ袋が取り残された場合には、各町内会の負担になるなど、多くのかたの迷惑になる重大なルール違反です。

## 指定袋は何でしょう？



## ごみは指定袋で 出しましょう

家庭ごみは、一部のごみ(紙、スクラップ、指定袋に入らない破砕ごみ)を除いて、市の指定袋で出してください。レジ袋や透明な袋、肥料袋は回収しません。

指定袋に入っていないごみのごみステーションに残されたままだと、環境的にも衛生的にも良くありません。「指定袋に入れてください」のステッカーが貼られて残されたごみは、ごみの種類に応じた指定袋に入れて、出し直してください。

## 指定袋に町内会名と 氏名を記入しましょう

指定袋には、「町内会名」と「氏名」を記入する欄を設けています。これは、自分や家族の出したごみが収集されるまで、責任があることを意識していただくためです。

間違ったごみの出し方で、収集されずに残されたときに、ごみを出したかたが、間違いに気づき改めることによつて、ごみステーションをより良くするための取り組みですので、町内会名と氏名を記入してから出してください。



お問い合わせ

環境課環境企画係  
☎43-7049